

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館市民生事業協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 役員等には、その職務の対価として、別表1に定める報酬を支給する。ただし、常勤の役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等(常勤役員を除く)が評議員会、理事会又は監事監査等若しくは理事長の要請により、市内で開催されるその他の会議等に出席した場合は、別表2に定める額を費用弁償として定額で支給する。

- 2 費用弁償の支給時期及び方法は、報酬の例による。
- 3 役員等が法人の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、職員旅費規程に準じて支給する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(雑 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行し、役員報酬規程（昭和58年4月1日）は廃止する。

別表 1 「報酬」

区 分	役員等	単 位	報 酬 の 額	職 務 内 容
評 議 員	評 議 員	日 額	8,000 円	評議員会出席につき
非常勤役員	理 事	日 額	8,000 円	理事会及び評議員会出席につき
	監 事	日 額	8,000 円	理事会及び評議員会出席につき
	監 事	日 額	12,000 円	監事監査、函館市等監査立会いにつき

(※)報酬の額については、理事会及び評議員会は、開催時間を2時間(1時間以上2時間未満)、
監事監査等は、3時間(2時間以上)として算出し、日額で支給する。

別表 2 「費用弁償」

区 分	費用弁償の額	職 務 内 容
評議員及び非常勤役員	1,000 円	評議員会、理事会、監事監査等

(※)費用弁償の額は、電車及びバスの併用による実費額、片道500円として定額で支給する。